

十和田八幡平国立公園
(十和田・八甲田地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

平成 1 5 年 3 月 3 1 日

環 境 省

十和田八幡平国立公園

(十和田・八甲田地域)

指 定 書

(公園区域の変更)

目 次

1	変更理由	-----	3
2	変更する区域	-----	4
3	変更後の公園区域	-----	1 1

1 変更理由

本地域は、昭和 11 年 2 月 1 日に十和田国立公園として指定され、昭和 13 年 12 月 17 日に特別地域の指定、昭和 28 年 8 月 3 日に特別地域の変更（田代岱地区の追加）、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域はちまんたいの区域の拡張が行われ、十和田八幡平国立公園となった。

十和田・八甲田地域の公園計画は、昭和 55 年 3 月 14 日に全般的な見直し（再検討）が行われ、昭和 62 年 3 月 30 日に公園計画の一部変更（第 1 次点検）が行われた。その後、平成 2 年 8 月 18 日に利用施設計画の一部変更、平成 2 年 12 月 1 日に車馬等の乗入れ規制地域の指定のための保護規制計画の一部変更が行われた。更に、平成 8 年 7 月 31 日に公園計画の一部変更及び平成 9 年 8 月 14 日に特別地域及び特別保護地区の変更（第 2 次点検）が行われている。

今回の公園区域の変更（第 3 次点検）は平成 9 年 8 月 14 日の第 2 次点検以降の本公園を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、隣接する青森県南八甲田西部地域の滝ノ股沢上流部のブナを主体とする良好な天然林地域の保護強化を図るため区域拡張を行うものである。

2 変更する区域

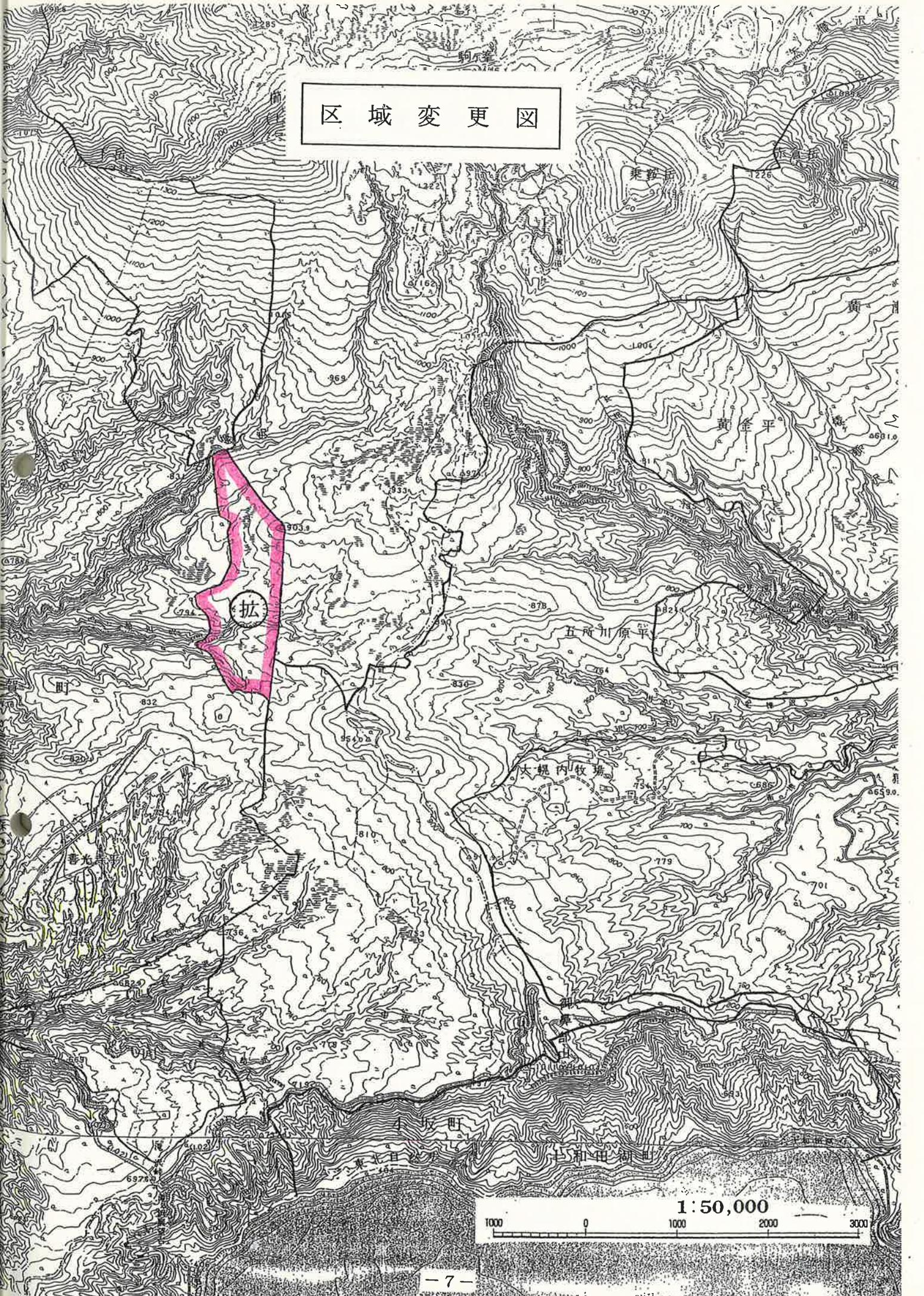
十和田八幡平国立公園（十和田・八甲田地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表 1：公園区域変更表）

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	青森県南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,065 林班, 1,066 林班及び 1,068 林班の各一部

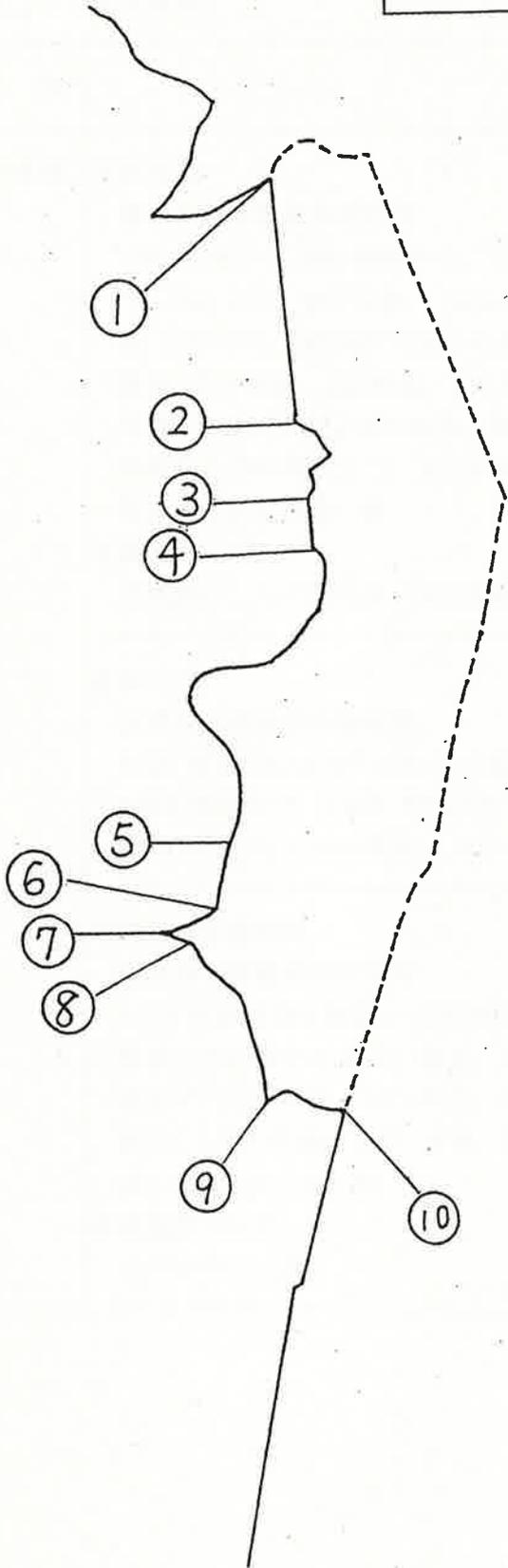
変 更 理 由	面積 (h a)
南八甲田西部地域の滝ノ股沢上流部については、ブナを主体とする良好な天然林で覆われており、その風致の保護を図るとともに核心部の保護の万全を期すため。	1 2 0 (国 1 2 0)
変 更 部 分 面 積 計	1 2 0 (国 1 2 0)
変 更 前 公 園 面 積	4 4 , 9 4 0 〔国 40,507〕 〔公 663〕 〔私 3,770〕
変 更 後 公 園 面 積	4 5 , 0 6 0 〔国 40,627〕 〔公 663〕 〔私 3,770〕

区域変更図



区域変更図

副図



凡例

①-②	図上確定界
②-③	小班界
③-④	図上確定界
④-⑤	林道敷(除く)界
⑤-⑥	図上確定界
⑥-⑦	小班界
⑦-⑧	林班界
⑧-⑨	林道敷(除く)界
⑨-⑩	小班界
⑩-①	現国立公園界(小班界)

1 : 20,000



3 変更後の公園区域

変更後の公園区域は次のとおりである。

(表 2 : 公園区域表)

県名	区 域	面積 (h a)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 201 林班から 203 林班まで, 215 林班から 220 林班まで, 225 林班, 231 林班, 244 林班, 246 林班, 252 林班, 259 林班及び 260 林班の全部並びに 204 林班, 214 林班, 221 林班, 222 林班, 226 林班, 228 林班から 230 林班まで 232 林班, 236 林班, 242 林班, 245 林班, 248 林班から 250 林班まで, 253 林班, 254 林班, 261 林班及び 262 林班の各一部 青森市 大字荒川, 大字駒込及び大字横内の各一部	11,046 (国 8,498) (公 385) (私 2,163)
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,024 林班及び 1,025 林班の全部並びに 1,012 林班から 1,014 林班まで, 1,020 林班から 1,023 林班まで及び 1,041 林班から 1,044 林班までの各一部	1,075 (国 1,075) (公 0) (私 0)
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,063 林班, 1,069 林班, 1,070 林班, 1,083 林班及び 1,084 林班の全部並びに 1,062 林班, 1,065 林班から 1,068 林班まで, 1,072 林班, 1,075 林班から 1,082 林班まで, 1,088 林班, 1,089 林班, 1,091 林班, 1,093 林班, 1,095 林班及び 1,096 林班の各一部 南津軽郡平賀町 大字切明の一部	3,585 (国 3,585) (公 0) (私 0)

	<p>上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 51 林班から 102 林班まで, 105 林班, 108 林班から 111 林班まで, 113 林班から 117 林班まで, 119 林班及び 120 林班の全部並びに 32 林班, 33 林班, 46 林班, 50 林班, 112 林班, 118 林班, 126 林班から 128 林班まで及び 130 林班の各一部</p> <p>上北郡十和田湖町 大字奥瀬及び大字法量の各一部</p> <p>上北郡十和田湖町 蔦沼及び十和田湖の全部</p>	<p>25,041</p> <p>(国 23,521) 公 141 私 1,379)</p>
		<p>青森県小計 40,747</p>
秋田県	<p>鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班, 43 林班及び 47 林班から 50 林班までの各一部</p> <p>鹿角市 十和田大湯の一部</p>	<p>808</p> <p>(国 597) 公 1 私 210)</p>
	<p>鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81 林班から 87 林班までの全部並びに 19 林班, 22 林班及び 26 林班から 28 林班までの各一部</p> <p>鹿角郡小坂町 十和田湖の一部</p> <p>鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部</p>	<p>3,505</p> <p>(国 3,352) 公 16 私 137)</p>
		<p>秋田県小計 4,313</p>
	合 計	<p>45,060</p>

(注) 十和田湖については、現在青森県と秋田県の境界が確定していないが、面積集計上、全面積を青森県上北郡 十和田湖町分として計算した。

十和田八幡平国立公園
(十和田・八甲田地域)

公園計画書
(公園計画の変更)

目 次

1	変更理由	1 5
2	保護計画	1 6
	保護規制計画	1 6
	ア 特別地域	1 6
	(ア) 第2種特別地域	1 6
	(イ) 乗入れ規制地域	2 2
	イ 面積内訳	2 8
3	利用計画	3 2
	利用施設計画	3 2
	ア 単独施設	3 2
	イ 道路	3 6
	(ア) 車道	3 6
	ウ 運輸施設	3 8
4	参考事項	4 7
	(1) 指定植物	4 7
	(2) 過去の経緯	4 9
	(3) 保護規制計画	5 1
	ア 特別地域	5 1
	(ア) 特別保護地区	5 3
	(イ) 第1種特別地域	5 4
	(ウ) 第2種特別地域	5 6
	(エ) 第3種特別地域	5 8
	(オ) 指定湖沼	6 0
	(カ) 乗入れ規制地域	6 2
	イ 普通地域	6 7
	(4) 保護施設計画	6 8
	(5) 利用施設計画	7 0
	ア 集団施設地区	7 0
	イ 単独施設	8 8
	ウ 道路	9 4
	(ア) 車道	9 4
	(イ) 歩道	9 6
	エ 運輸施設	1 0 0

1 変更理由

本地域は、昭和 11 年 2 月 1 日に十和田国立公園として指定され、昭和 13 年 12 月 17 日に特別地域の指定、昭和 28 年 8 月 3 日に特別地域の変更（田代岱地区の追加）、昭和 31 年 7 月 10 日に八幡平地域はちまんたいの区域が拡張され、十和田八幡平国立公園となった。

十和田・八甲田地域の公園計画は、昭和 55 年 3 月 14 日に全般的な見直し（再検討）が行われ、昭和 62 年、平成 2 年、平成 8 年及び平成 9 年にそれぞれ変更が行われている。

公園計画については、前回点検から 6 年を経過しており、公園を取り巻く諸情勢の変化を踏まえつつ変更を行うものである。前回点検以降の社会条件、利用実態の変化等を踏まえ、地域の適正な利用を推進するため、必要性の高い施設を追加するほか、所要の変更を行う。

2 保護計画

保護規制計画

ア 特別地域

(ア) 第2種特別地域

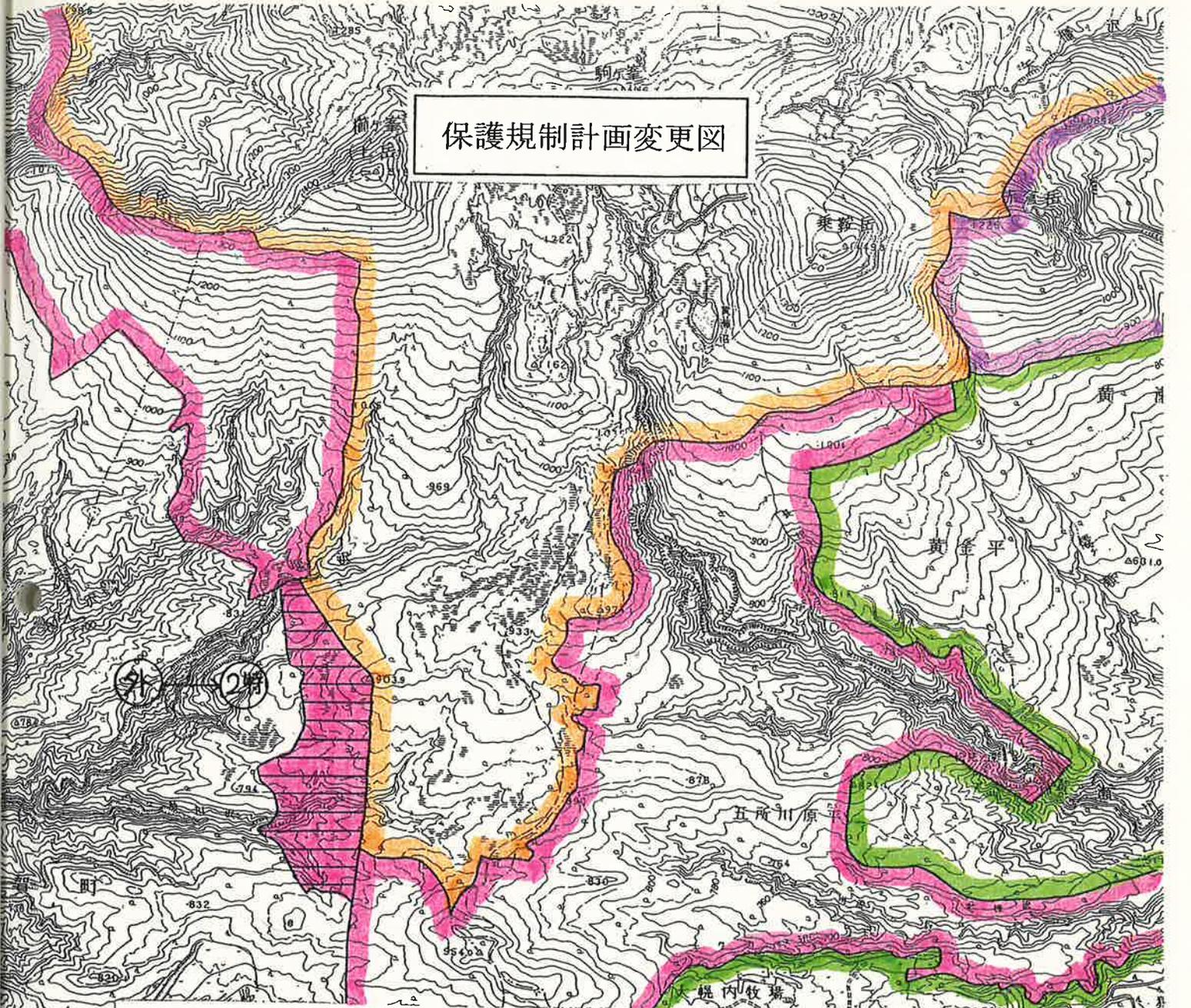
次の地域を第2種特別地域とする。

(表3：第2種特別地域変更表)

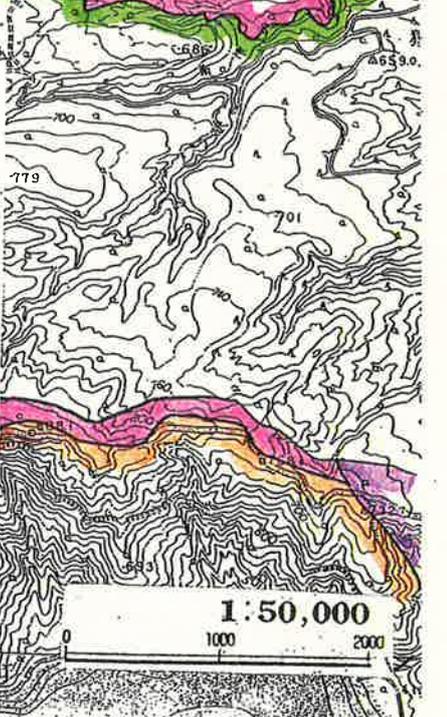
番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	青森県南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,065 林班, 1,066 林班及び 1,068 林班の各一部

変 更 理 由	面積 (h a)
南八甲田西部地域の滝ノ股沢上流部については、ブナを主体とする良好な天然林で覆われており、その風致の保護を図るとともに核心部の保護の万全を期すため。	1 2 0 (国 1 2 0)
変 更 部 分 面 積 計	1 2 0 (国 1 2 0)
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	9, 2 5 8 { 国 7,949 公 151 私 1,158 }
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	9, 3 7 8 { 国 8,069 公 151 私 1,158 }

保護規制計画変更図



凡 例		
変更後の地域地区	変更に係らない地域	変更に係る地域
特別保護地区		—
第1種特別地域		—
第2種特別地域		
第3種特別地域		—
普通地域		—



(イ) 乗入れ規制地域

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域（以下「乗入れ規制地域」という。）を次のとおりとする。

(表 4 : 乗入れ規制地域表)

名 称	区 域	地 種 区 分
八甲田山	青森県南津軽郡平賀町内国有林 津軽森林管理署 1,065 林班、1,066 林班及び 1,068 林班の各一部	第 2 種特別地域

区 域 概 要	面積（h a）
<p>当該地域は、ブナを主とする良好な天然林で覆われており、野生動物の生息域としても重要な地域である。昨今、春先にスノーモービルの乗り入れが多くなり、植物の損傷、ニホンカモシカ等鳥獣の生息環境の破壊等が生じてきている。本指定区域は地区内の野生動植物の保全を図るため、選定したものである。</p>	<p>1 2 0</p>

十和田八幡平国立公園十和田・八甲田地域における
 自然公園法第17条第3項第10号に基づく
 車馬等の乗り入れを規制する地域

保護規制計画変更図



凡 例		
変更後の地域地区	変更に係らない区域	変更に係る区域
特別保護地区		—
第1種特別地域		—
第2種特別地域		—
第3種特別地域		—
普通地域		—
乗り入れ規制地域		

1:50,000

1000 2000

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表5 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 区							
地 種 区 分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別	
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公
青 森 県	土地所有別面積	9,686	217	0	9,634	120	8	7,477	147
	地種区分別面積				9,762			8,693	
	地域地区別面積	9,903			27,130				
	地 域 別 面 積	37,033							
秋 田 県	土地所有別面積	388	0	0	2,696	12	51	592	4
	地種区分別面積				2,759			685	
	地域地区別面積	388			3,558				
	地 域 別 面 積	3,946							
合 計	土地所有別面積	10,074	217	0	12,330	132	59	8,069	151
	地種区分別面積 (比率)				12,521 (27.8)			9,378 (20.8)	
	地域地区別面積 (比率)	10,291 (22.8)			30,688 (68.1)				
	地 域 別 面 積 (比率)	40,979 (90.9)							

(単位：面積 h a, 比率 %)

域				普通地域			合計		
地域	第3種特別地域								
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
1,069	7,313	149	1,213	2,568	13	1,133	36,678	646	3,423
8,675									
				3,714			40,747		
89	104	1	9	169	0	198	3,949	17	347
114									
				367			4,313		
1,158	7,417	150	1,222	2,737	13	1,331	40,627	663	3,770
8,789 (19.5)									
				4,081 (9.1)			45,060 (100.0)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 6 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村		現					行	
		特 別 地 域					普通地域	
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
青 森 県	青 森 市		3,181	442	2,317	2,264	8,204	2,842
	黒 石 市		514	0	561	0	1,075	0
	南津軽郡	平 賀 町	1,121	25	1,880	45	3,071	394
	上 北 郡	十和田湖町	5,087	9,295	3,815	6,366	24,563	478
小 計		9,903	9,762	8,573	8,675	36,913	3,714	
秋 田 県	鹿 角 市		0	237	90	114	441	367
	鹿角郡	小 坂 町	388	2,522	595	0	3,505	0
小 計		388	2,759	685	114	3,946	367	
合 計		10,291	12,521	9,258	8,789	40,859	4,081	

※ 各々の面積は、再計測等により得た値に基づくものである。

※ なお、再計測を行う前の十和田八幡平国立公園（十和田・八甲田地域）の合計面積は 44,920ha である。

(単位：面積 ha)

合 計	変 更 後							増 減
	特 別 地 域					普通地域	合 計	
	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
11,046	3,181	442	2,317	2,264	8,204	2,842	11,046	0
1,075	514	0	561	0	1,075	0	1,075	0
3,465	1,121	25	2,000	45	3,191	394	3,585	120
25,041	5,087	9,295	3,815	6,366	24,563	478	25,041	0
40,627			120					
	9,903	9,762	8,693	8,675	37,033	3,714	40,747	120
808	0	237	90	114	441	367	808	0
3,505	388	2,522	595	0	3,505	0	3,505	0
4,313	388	2,759	685	114	3,946	367	4,313	0
44,940			120					
	10,291	12,521	9,378	8,789	40,979	4,081	45,060	120

3 利用計画

利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

(ア) 次の単独施設を追加する。

(表 7 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
6 4	給 水 施 設	青森県青森市 (萱野)

整 備 方 針	旧計画との関係
萱野高原に必要な施設への給水施設として整備する。	新 規

(イ) 次の単独施設を削除する。

(表 8 : 単独施設表)

番 号	種 類	位 置
2	宿 舎	青森県青森市 (萱野)
5	宿 舎	青森県青森市 (田代元湯)
6	宿 舎	青森県青森市 (田代平温泉)
7	宿 舎	青森県青森市 (八甲田温泉)
29	宿 舎	青森県上北郡十和田湖町 (松見の滝)
33	野 営 場	青森県上北郡十和田湖町 (子の口)

告 示 年 月 日	理 由
昭和55年3月14日告示	利用の実態等を踏まえ、計画から削除する。
〃	利用の実態等を踏まえ、計画から削除する。

イ 道路

(ア) 車道

次の車道を変更する。

(表9：道路(車道)表)

現					行	
番号	路線名	区 間	主要経路地	告示年月日	番号	路線名
6	焼山青ぶな線	起点－青森県上北郡 十和田湖町 (焼山・車道分岐点) 終点－青森県上北郡 十和田湖町 (青ぶな山・車道合流点)		昭 55. 3.14	6	焼山青ぶな山子の口線

新		規		理 由
区間	主要経過地	整 備 方 針		
起点－青森県上北郡十和田湖町 (焼山・車道分岐点) 終点－青森県上北郡十和田湖町 (青ぶな山・車道合流点) 終点－青森県上北郡十和田湖町 (子の口・車道合流点)		奥入瀬溪流の保護及び国道102号線の混雑緩和のため整備をする。		利用拠点である奥入瀬溪流の交通緩和及び自然環境の保護を図るため、青ぶな山と奥入瀬溪流の基点をなす子の口区間を追加するもの。

ウ 運輸施設

次の船舶運送施設を変更する。

(表 10 : 船舶運送施設表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要経路地	告示年月日	番号	路線名
5	中の湖周回線	起点—青森県上北郡 十和田湖町 (休屋集団施設地区) 終点—青森県上北郡 十和田湖町 (休屋集団施設地区)		昭 55. 3.14	5	十和田湖線
6	休屋子の口線	起点—青森県上北郡 十和田湖町 (休屋集団施設地区) 終点—青森県上北郡 十和田湖町 (宇樽部) 終点—青森県上北郡 十和田湖町 (子の口)		昭 55. 3.14		
7	休屋大川岱線	起点—青森県上北郡 十和田湖町 (休屋集団施設地区) 終点—秋田県鹿角郡 小坂町 (大川岱)	生出	昭 55. 3.14		

新		規		理 由
区間	主要経過地	整 備 方 針		
起点－青森県上北郡十和田湖町 (休屋集団施設地区) 終点－青森県上北郡十和田湖町 (休屋集団施設地区) 終点－青森県上北郡十和田湖町 (宇樽部) 終点－青森県上北郡十和田湖町 (子の口) 終点－秋田県鹿角郡小坂町 (大川岱)	生出	休屋集団施設地区を起点とし、各区間の連絡及び湖上探勝ルートとする。	現況の運行形態等を踏まえて区間変更するもの。	

萱野宿舎 (削除)



田代元湯宿舎 (削除)



田代平温泉宿舎 (削除)



八甲田温泉宿舎 (削除)

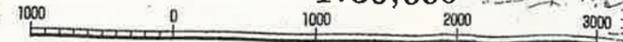


萱野給水施設 (追加)



変更施設図 3-1

1:50,000



松見の滝宿舎 (削除)



焼山青標山子の口線道路 (車道) 変更区間

6

6

子の口野営場 (削除)



変更施設図 3-2

1:50,000



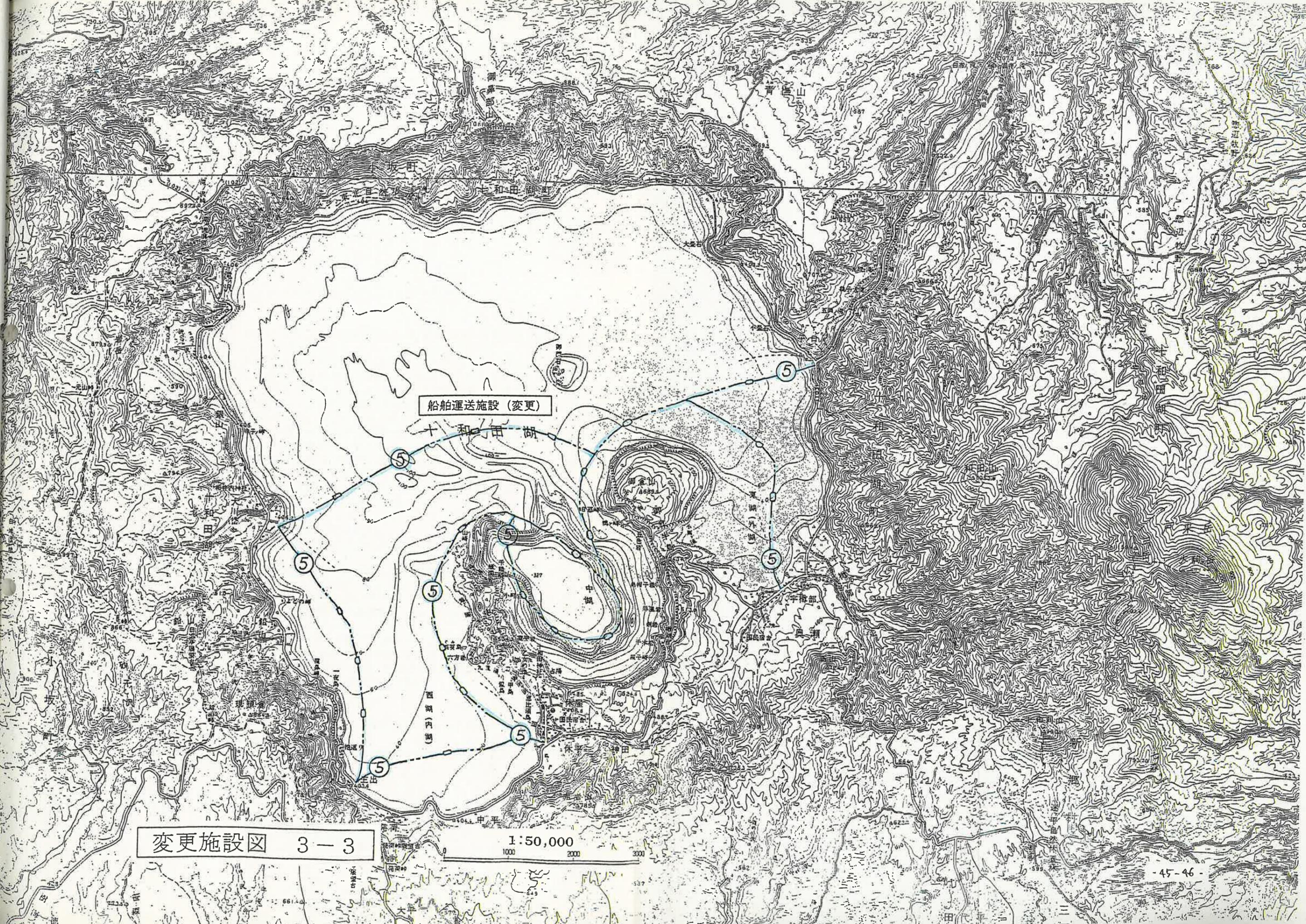
変更施設図 3-3

船舶運送施設 (変更)

十和田湖

1:50,000

0 1000 2000 3000



4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ, ヒメスギラン, ヤチスギラン, マンネンスギ, コスギラン, タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ, イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ(ヘビノシタ), エゾフユノハナワラビ(ヤマハナワラビを含む。)
イノモトソウ	リシリシノブ
オシダ	タカネヘビノネゴザ, ウサギシダ, ニッコウシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
ウラボシ	ホテイシダ
マツ	ハイマツ
キノキ	ミヤマビャクシン(ミヤマハイビャクシン), ミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ヤマモモ	ヤチヤナギ
タデ	イブキトラノオ(エゾイブキトラノオを含む。), オヤマソバ, ムカゴトラノオ, ウラジロタデ
ナデシコ	センジュガンピ, エゾフスマ(シラオイハコベ)
キンポウゲ	オオレイジンソウ, ハクサントリカブト, フクジュソウ, ヒメイチゲ, キクザキイチリンソウ, ミヤマオダマキ, リュウキンカ(エンコウソウを含む。), エゾリュウキンカ, ミヤマハンショウヅル(コミヤマハンショウヅルを含む。), ミツバオウレン, ミツバノバイカオウレン(コシジオウレン), シラネアオイ, オキナグサ, ミヤマキンポウゲ, ミヤマカラマツ, コカラマツ, モミジカラマツ, シナノキンバイ, ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ, キバナイカリソウ, トガクシショウマ(トガクシソウ)
スイレン	ネムロコウホネ, エゾヒツジグサ(ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン, オクエゾサイシン, ウスバサイシン(サイシン)
オトギリソウ	イワオトギリ(ハイオトギリ), オシマオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク, エゾキケマン, コマクサ
アブラナ	ミヤマハタザオ, イワハタザオ(イワテハタザオを含む。), ミヤマガラシ(ヤマガラシ)
ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ, ホソバイワベンケイ(アオノイワベンケイ), チチッパベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ, ヒメウメバチソウ, ウメバチソウ(コウメバチソウを含む。), ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソウを含む。), エゾクロクモソウ(クロクモソウを含む。), フキユキノシタ
バラ	ノウゴウイチゴ, ミヤマダイコンソウ, チングルマ, イワキンバイ, ミヤマキンバイ, クロバナロウゲ, ミネザクラ(チシマザクラを含む。), オオタカネバラ, コガネイチゴ, ベニバナイチゴ, シロバナトウウチソウ, タカネトウウチソウ, (ケトウウチソウを含む。), マルバシモツケ
マメ	イワオウギ
フウロソウ	チシマフウロ, ハクサンフウロ
スミレ	キバナノコマノツメ, ウスバスミレ, オオバキスミレ, タカネスミレ(クモマスミレ), ミヤマスミレ, ミヤマツボスミレ
アカバナ	ヤナギラン, アシボソアカバナ, ヒメアカバナ, ミヤマアカバナ, ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ(ナンブトウキ), ハクサンサイコ, ハクサンボウフウ
イワウメ	イワウメ, ヒメイワカガミ, イワカガミ(コイワカガミ, オオイワカガミを含む。), イワウチワ(オオイワウチワ, トクワカソウを含む。)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
イチヤクソウ	ウメガサソウ, シヤクジョウソウ, ギンリョウソウ, コバノイチヤクソウ, カラフトイチヤクソウ (エゾイチヤクソウ), ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ), マルバノイチヤクソウ, ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシヤクナゲ, コメバツガザクラ, イワヒゲ, アカモノ, シラタマノキ, イソツツジ (エゾイソツツジ), ミネズオウ, ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。), ツルコケモモ, イワナシ, アオノツガザクラ, エゾノツガザクラ, ナガバツガザクラ, ムラサキヤシオ, ハクサンシヤクナゲ (シロバナシヤクナゲ, ネモトシヤクナゲを含む。), エゾツツジ, レンゲツツジ, コメツツジ, ミヤマホツツジ, サラサドウダン, イワツツジ, コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ, ユキワリコザクラ, ヒナザクラ, ツマトリソウ, コツマトリソウ
リンドウ	ミヤマリンドウ, タテヤマリンドウ, エゾリンドウ, エゾオヤマリンドウ, ハナイカリ, ホソバツルリンドウ, ミヤマアケボノソウ, イワイチョウ, ミツガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ, オオバノヨツバムグラ
シソ	タテヤマウツボグサ
ゴマノハグサ	オオバミゾホオズキ, ミヤマシオガマ, ヨツバシオガマ, イワテシオガマ, トモエシオガマ, エゾシオガマ, イワブクロ (タルマエソウ), ヤマルリトラノオ, クガイソウ
タヌキモ	ムシトリスミレ, コタヌキモ, ヤチコタヌキモ, ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ, クロミノウグイスカグラ, ウコンウツギ
オミナエシ	マルバキンレイカ
キキョウ	ハクサンシヤジン (タカネツリガネニンジン), チシマギキョウ, イワギキョウ, サワギキョウ
キク	チョウジギク, ウサギギク (エゾウサギギクを含む。), サマニヨモギ, アサギリソウ, ガンジュアザミ, ミネアザミ, オニアザミ (ハリオニアザミを含む。), ウゴアザミ, エゾムカシヨモギ, アズマギク, ミヤマコウゾリナ, ミズギク (オゼミズギクを含む。), タカネニガナ, クモマニガナ, ミヤマウスユキソウ (ヒナウスユキソウ), ミネウスユキソウ, トウゲブキ, イワテヒゴタイ, トガヒゴタイ, センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン), ヤハズトウヒレン, セイタカトウヒレン (トウヒレン), ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)
ホロムイソウ	ホロムイソウ, ホソバナシバナ
ユリ	ネバリノギラン, ツバメオモト, スズラン, カタクリ, ショウジョウバカマ, ニッコウキスゲ (ゼンテイカ), タチギボウシ, コオニユリ, クルマユリ, チシマアマナ, キンコウカ, キヌガサソウ, クルマバツクバネソウ, ヒロハユキザサ, オオバタケシマラン, チシマゼキショウ (リシリゼキショウ), イワシヨウブ, ヒメイワシヨウブ, タマガワホトトギス, エンレイソウ, ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ), タカネアオヤギソウ, コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ, タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ	ミヤマヒナホシクサ
イネ	コミヤマヌカボ, ミヤマヌカボ, チシマガリヤス, ミヤマノガリヤス
サトイモ	ミズバショウ, ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	ミヤマクロスゲ, イトキンスゲ, ハタベスゲ, イトナルコスゲ, ヤチスゲ, イワキスゲ (キンチャクスゲ), ホロムイソゲ, ダケスゲ, キンスゲ, ヌマスゲ, イワスゲ, サギスゲ, ワタスゲ, ミヤマイヌノハナヒゲ, ミネハリイ, ヒメワタスゲ, タカネクロスゲ
ラン	コアニチドリ, エビネ, サルメンエビネ, ササバギンラン, アオチドリ, サイハイラン, シュンラン (ホクロ), クマガイソウ, サワラン (アサヒラン),

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
	コイチョウラン, アオスズラン (エゾスズラン), カキラン, オニノヤガラ, アケボノシュスラン, ヒロハツリシュスラン, ヒメミヤマウズラ, ミヤマウズラ, ノビネチドリ, ミヤマモジズリ, セイタカスズムシ, ジガバチソウ, クモキリソウ, スズムシソウ, フタバラン (コフタバラン), アオフタバラン, ミヤマフタバラン, ヤチラン, ホザキイチョウラン, アリドオシラン, サカネラン, ハクサンチドリ, (ウズラバハクサンチドリを含む。), カモメラン (カモメソウ), オノエラン, コケイラン, タカネトンボ, ジンバイソウ, ヤマサギソウ, ハシナガヤマサギソウ, タカネサギソウ, コバノトンボソウ, キソチドリ, ナガバキソチドリ, ミチノクチドリ (オオキソチドリ), オオヤマサギソウ, ミヤマチドリ (ニッコウチドリ), ホソバノキソチドリ, トキソウ, ヤマトキソウ, ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和11年	2月 1日	公園区域の指定
昭和13年	12月 17日	特別地域の指定
昭和28年	8月 3日	特別地域の変更 (田代岱等の追加)
昭和31年	7月 10日	八幡平地域の公園区域の拡張 特別地域の変更
昭和42年	3月 23日	特別保護地区の指定 (十和田地域)
昭和43年	5月 1日	特別保護地区の指定 (八幡平地域)
昭和55年	3月 14日	十和田・八甲田地域の公園区域及び公園計画の変更 (再検討)
昭和62年	3月 30日	十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検1)
平成 2年	8月 18日	公園計画の一部変更 (東北自然歩道線道路 (歩道))
平成 2年	12月 1日	車馬等の乗入れ規制地域の指定 (八甲田山, 岩手山, 秋田駒ヶ岳)
平成 8年	7月 31日	十和田・八甲田地域の公園計画の一部変更 (点検2)
平成 9年	8月 14日	十和田・八甲田地域の特別保護地区の追加 (点検2) 特別地域の変更

(3) 保護規制計画

変更後の保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表9：特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 215 林班から 220 林班まで, 225 林班, 231 林班, 244 林班, 252 林班, 259 林班及び 260 林班の全部並びに 214 林班, 221 林班, 222 林班, 226 林班, 228 林班から 230 林班まで, 232 林班, 236 林班, 242 林班, 245 林班, 248 林班から 250 林班まで, 253 林班, 254 林班, 261 林班及び 262 林班の各一部 青森市 大字荒川, 大字駒込及び大字横内の各一部	8, 204
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,024 林班及び 1,025 林班の全部並びに 1,012 林班から 1,014 林班まで, 1,020 林班から 1,023 林班まで及び 1,041 林班から 1,044 林班までの各一部	1, 075
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,063 林班, 1,069 林班, 1,070 林班, 1,083 林班及び 1,084 林班の全部並びに 1,062 林班, 1,065 林班から 1,068 林班まで, 1,072 林班, 1,075 林班から 1,082 林班まで, 1,088 林班, 1,089 林班, 1,091 林班, 1,093 林班, 1,095 林班及び 1,096 林班の各一部	3, 191

	<p>上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 51 林班から 102 林班まで、105 林班、108 林班から 111 林班まで、113 林班から 117 林班まで、119 林班 及び 120 林班の全部並びに 32 林班、33 林班、46 林 班、50 林班、112 林班、118 林班、126 林班から 128 林班まで及び 130 林班の各一部</p> <p>上北郡十和田湖町 大字奥瀬及び大字法量の各一部</p> <p>上北郡十和田湖町内 鳶沼及び十和田湖の全部</p>	24,563
秋田県	<p>鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班、43 林班及び 47 林班から 50 林班までの各一 部</p> <p>鹿角市 十和田大湯の一部</p>	441
	<p>鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81 林班から 87 林班までの全部並びに 19 林班、22 林 班及び 26 林班から 28 林班までの各一部</p> <p>鹿角郡小坂町 十和田湖の一部</p> <p>鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部</p>	3,505
合 計		40,979

(注) 十和田湖については、現在青森県と秋田県の境界が確定していないが、面積集計上
 全面積を青森県上北郡十和田湖町分として計算した。

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 10 : 特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 252 林班及び 259 林班の全部並びに 215 林班から 220 林班まで, 225 林班, 231 林班, 236 林班, 244 林班 及び 250 林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部	3, 181
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,024 林班及び 1,025 林班の全部	514
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,069 林班及び 1,070 林班の全部並びに 1,063 林班, 1,066 林班及び 1,068 林班の各一部	1, 121
	上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 51 林班, 54 林班, 68 林班及び 71 林班の全部並びに 32 林班, 33 林班, 46 林班, 52 林班, 53 林班, 55 林 班から 57 林班まで, 64 林班, 66 林班, 69 林班, 70 林班, 72 林班, 76 林班, 79 林班, 82 林班, 85 林班, 89 林班から 92 林班まで, 95 林班, 96 林班, 105 林班, 108 林班, 110 林班, 111 林班, 116 林班, 117 林班, 120 林班, 127 林班, 128 林班及び 130 林班の各一部	5, 087
秋田県	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 87 林班の一部	388
合 計		10,291

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表11：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (h a)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 260 林班の全部及び 253 林班の一部 青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部	4 4 2
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,095 林班及び 1,096 林班の各一部	2 5
	上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 58 林班, 59 林班, 114 林班及び 115 林班の全部並び に 57 林班, 62 林班, 64 林班から 67 林班まで, 69 林班, 73 林班から 75 林班まで, 78 林班, 102 林班, 113 林班, 116 林班, 117 林班, 119 林班, 120 林班 及び 126 林班の各一部 上北郡十和田湖町 大字奥瀬及び大字法量の各一部 上北郡十和田湖町内 蔦沼及び十和田湖の全部	9, 2 9 5
		青森県小計 9, 7 6 2

秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班, 43 林班, 47 林班及び 48 林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	2 3 7
	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 81 林班の全部並びに 19 林班, 22 林班, 26 林班から 28 林班まで及び 82 林班から 86 林班までの各一部 鹿角郡小坂町 十和田湖の一部 鹿角郡小坂町内 十和田湖の全部	2, 5 2 2
		秋田県小計 2, 7 5 9
合 計		1 2, 5 2 1

(注) 十和田湖については, 全面積を青森県上北郡十和田湖町分として計算した。

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表12：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 214 林班及び 222 林班まで、225 林班、226 林班、228 林班から 232 林班まで、236 林班、242 林班、245 林班 248 林班から 250 林班まで、253 林班、254 林班、261 林班及び 262 林班までの各一部 青森市 大字荒川、大字駒込及び大字横内の各一部	2,317
	黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,012 林班から 1,014 林班まで、1,020 林班から 1,023 林班まで及び 1,041 林班から 1,044 林班までの各一部	561
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,083 林班及び 1,084 林班の全部並びに 1,062 林班、1,063 林班、1,065 林班から 1,068 林班まで、1,072 林班、1,075 林班から 1,082 林班まで、1,088 林班、1,089 林班、1,095 林班及び 1,096 林班の各一部	2,000
	上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 61 林班及び 63 林班の全部並びに 50 林班、55 林班、56 林班、60 林班、62 林班、65 林班から 67 林班まで、69 林班、70 林班、77 林班、81 林班、86 林班から 88 林班まで、90 林班、91 林班、94 林班、95 林班、108 林班から 113 林班まで、118 林班、119 林班、127 林班、128 林班及び 130 林班の各一部 上北郡十和田湖町 大字奥瀬及び大字法量の各一部	3,815
		青森県小計 8,693

秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班及び 47 林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	9 0
	鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 19 林班, 22 林班, 26 林班から 28 林班まで及び 82 林班から 87 林班までの各一部 鹿角郡小坂町 十和田湖の一部	5 9 5
		秋田県小計 6 8 5
合 計		9,378

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表13：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
青森県	青森市内 国有林 青森森林管理署 214 林班から 220 林班まで, 225 林班, 230 林班から 232 林班まで, 236 林班, 244 林班, 245 林班, 248 林班, 249 林班, 261 林班及び 262 林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字横内の各一部	2, 264
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,089 林班, 1,091 林班, 1,093 林班及び 1,096 林班の 各一部	45
	上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 80 林班, 83 林班, 84 林班, 93 林班及び 97 林班から 101 林班までの全部並びに 32 林班, 52 林班, 53 林 班, 60 林班, 62 林班, 65 林班, 66 林班, 72 林班か ら 79 林班まで, 81 林班, 82 林班, 85 林班から 89 林 班まで, 92 林班, 94 林班, 96 林班, 102 林班, 105 林班, 109 林班, 112 林班及び 113 林班までの各一部 上北郡十和田湖町 大字奥瀬の一部	6, 366
		青森県小計 8,675

秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 49 林班及び 50 林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	1 1 4
		秋田県小計 1 1 4
合 計		8,7 8 9

(オ) 指定湖沼

汚排水の排出の規制にかかる湖沼を次のとおりとする。

(表 1 4 : 指定湖沼表)

名 称	位 置	地 域 地 区
睡蓮沼	青森県上北郡十和田湖町内	特別保護地区
黄瀬沼	青森県上北郡十和田湖町内	特別保護地区

湖 沼 の 概 要	面積 (h a)
石倉岳山腹標高約980mにある原始性の高い沼で周囲は湿原，ミズバショウ，エゾヒツジグサ等が生育し，モリアオガエルが生息する。	0.3
黄瀬川の上流に位置する湿原に囲まれた原始性の高い沼である。ミツガシワ，エゾヒツジグサ等が生育する。	4.3

(カ) 乗入れ規制地域

車馬車若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする。

(表 15 : 乗り入れ規制地域表)

名 称	区 域	地 種 区 分
八甲田山	<p>青森市内 国有林 青森森林管理署 260 林班の全部並びに 214 林班から 220 林班まで、 225 林班, 231 林班, 236 林班, 242 林班, 244 林班, 245 林班, 248 林班から 250 林班まで, 253 林班, 254 林 班, 261 林班及び 262 林班の各一部</p> <p>青森県青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部</p> <p>青森県黒石市内 国有林 津軽森林管理署 1,012 林班から 1,014 林班まで, 1,020 林班から 1,023 林班まで及び 1,041 林班から 1,044 林班までの各一部</p> <p>青森県南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,084 林班の全部並びに 1,062 林班, 1,063 林班, 1,065 林班から 1,068 林班まで, 1,075 林班から 1,077 林班 まで及び 1,081 林班から 1,083 林班までの各一部</p> <p>青森県上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 73 林班から 75 林班まで, 77 林班, 80 林班, 83 林 班, 84 林班, 86 林班から 88 林班まで, 93 林班, 94 林班, 97 林班から 102 林班まで及び 109 林班の全部 並びに 55 林班, 56 林班, 67 林班, 70 林班, 72 林班, 76 林班, 79 林班, 81 林班, 82 林班, 85 林班, 89 林班 から 92 林班まで, 95 林班, 96 林班, 105 林班, 108 林班, 110 林班から 120 林班まで, 126 林班から 128 林班まで及び 130 林班の各一部</p> <p>青森県上北郡十和田湖町 大字奥瀬及び大字法量の各一部 (以上の区域のうち, 道路, 広場, 田, 畑, 牧場及び宅 地の区域を除く。)</p>	<p>第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域</p>

区 域 概 要	面積 (h a)
<p>当該地域は、①八甲田大岳を主峰とする北八甲田連峰の山麓、②楡ヶ峰を主峰とする南八甲田連峰の山麓、③奥入瀬川の支流である黄瀬川流域の3地区に大きく分けられる。</p> <p>①地区については、高標高地にあつてはアオモリトドマツ原生林及び高山植物帯であり、その下部はブナ等の落葉広葉樹の自然林である。</p> <p>②地区については、南八甲田西麓はアオモリトドマツの原生林とそこに展開する高層湿原、東及び南麓はブナ、カツラ等の原生林及び林内に点在する湖沼群が特徴的である。</p> <p>③地区については、ブナ、ダケカンバの点在する自然林である。いずれの地区もニホンカモシカの生息域となっているほか、高山性、森林性の野鳥の生息地となっており、野生動物の生息域としても重要な地域である。</p> <p>昨今、これらの地域において春先に、スノーモービルの乗り入れが多くなり、植物の損傷、ニホンカモシカ等鳥獣の生息環境の破壊等が生じてきている。</p> <p>本指定区域は地区内の野生動植物の保全を図るため、スノーモービルの乗り入れにより野生動植物への影響が懸念される地域を選定したものである。</p>	15,244

十和田八幡平国立公園十和田・八甲田地域における
 自然公園法第17条第3項第10号に基づく
 車馬等の乗り入れを規制する地域

乗り入れ規制地域	
道路敷	(除) 境界
(a)	(b)
(c)	(d)
(e)	(f)
(g)	(h)
(i)	(j)
(k)	(l)

(上記以外の区域界は、既存の特別地域界、特別保護地区界又は地種分界である。)

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	乗り入れ規制地域



イ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 16 : 普通地域表)

県名	区 域	面積 (h a)
青森県	青森市 国有林 青森森林管理署 201 林班から 203 林班及び 246 林班の全部並びに 204 林班, 214 林班, 221 林班, 222 林班, 228 林班, 230 林班, 232 班 班, 236 林班, 242 林班, 245 林班, 248 林班から 250 林班ま で, 253 林班, 254 林班, 261 林班及び 262 林班の各一部 青森市 大字荒川及び大字駒込の各一部	2, 8 4 2
	南津軽郡平賀町内 国有林 津軽森林管理署 1,078 林班から 1,082 林班までの各一部 南津軽郡平賀町 大字切明の一部	3 9 4
	上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管理署 126 林班から 128 林班まで及び 130 林班の各一部	4 7 8
		青森県小計 3, 7 1 4
秋田県	鹿角市内 国有林 米代東部森林管理署 鹿角事務所 42 林班及び 43 林班の各一部 鹿角市 十和田大湯の一部	3 6 7
		秋田県小計 3 6 7
合 計		4, 0 8 1

(4) 保護施設計画

保護施設計画は次のとおりである。

(表 1 7 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	青森県青森市及び上北郡十和田湖町（八甲田山）
2	植生復元施設	青森県青森市（田代湿原）
3	植生復元施設	青森県南津軽郡平賀町及び上北郡十和田湖町（南八甲田山）
4	植生復元施設	青森県上北郡十和田湖町（谷地湿原）
5	植生復元施設	青森県上北郡十和田湖町（奥入瀬溪流）
6	植生復元施設	秋田県鹿角郡小坂町（白地山）

整 備 方 針	旧計画との関係
八甲田登山線歩道沿線における荒廃の防止及び植生の復元を図る。	昭 62. 3.30 告示
田代湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 8. 7.31 告示
南八甲田縦走線等の沿線，黄瀬沼周辺，ヤビツ湿原等における荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 8. 7.31 告示
谷地湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 8. 7.31 告示
奥入瀬溪流における歩道沿いの植生の荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 8. 7.31 告示
白地山湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。	平 8. 7.31 告示

(5) 利用施設計画

変更後の利用施設計画は次のとおりである。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表18：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	酸ヶ湯	青森県青森市内 国有林 青森森林管理署 253 林班の一部 青森県青森市 大字荒川の一部	<p>本地区は、北八甲田連峰の西麓に位置し、ブナやアオモリトドマツ等の自然林に被われるとともに、地獄沼を始め各所に温泉湧出や噴気等の後火山現象が見られる等優れた自然景観を呈している。また、古くから湯治場として知られており、国民保養温泉地にも指定されている。</p> <p>利用形態は、温泉、登山、春スキー等の他、青森鹿角線道路（車道）沿いにあるため自動車利用者による休憩も多い。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、八甲田地域の最大の利用拠点として、宿舎、野営場、博物展示施設等を、有機的に配置するよう計画するものとする。</p> <p>整備に当たっては、これらの良好な自然景観の保全に留意するとともに、湯治場としてのひなびた雰囲気を持しつつ、宿舎等を適切に維持管理し、また、公園利用者の自然とのふれあいを充実するため情報提供機能の確立等に留意する。</p>

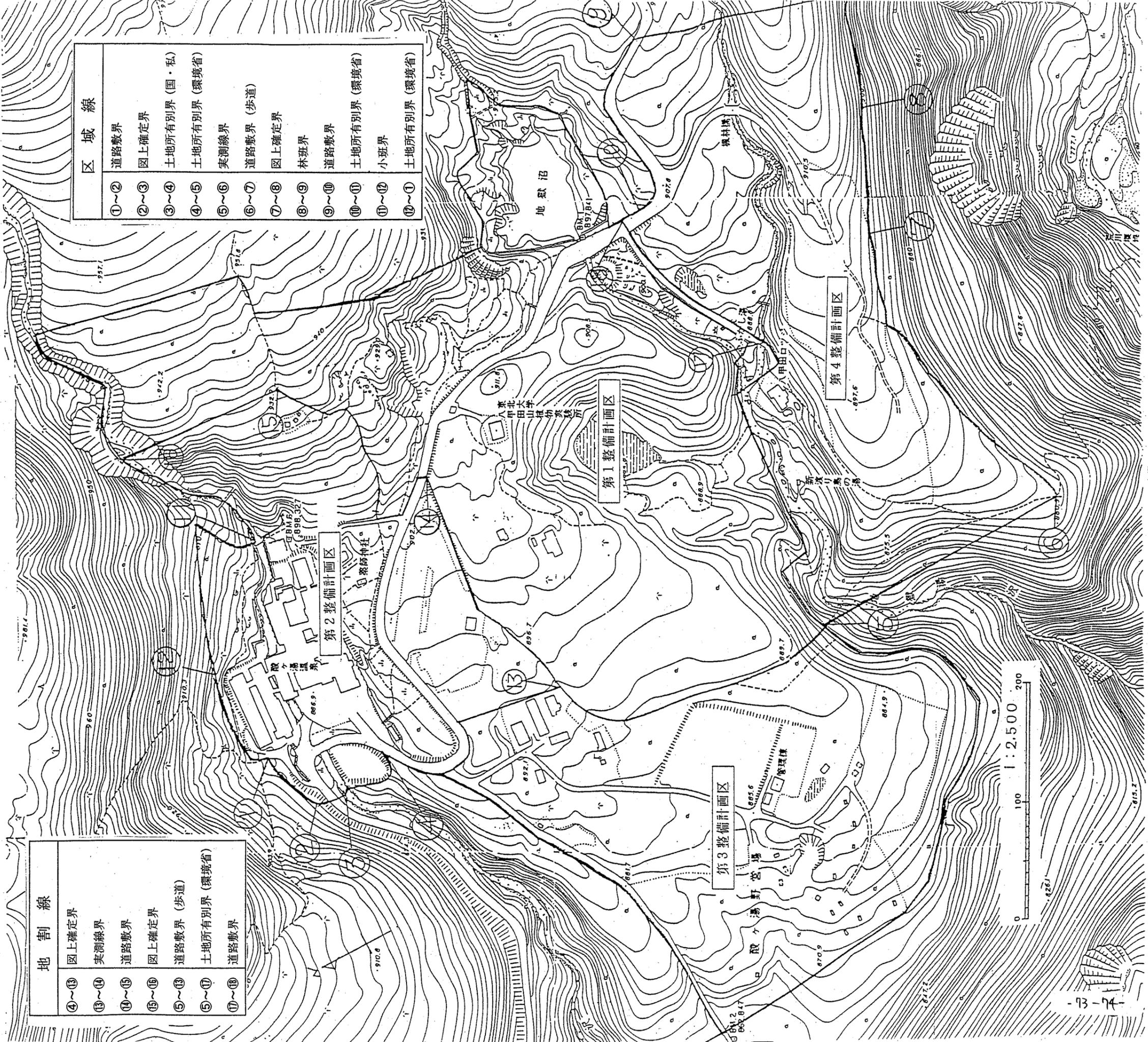
整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (h a)	旧計画との関係
第1整備計画区	<p>地獄沼，ふかし湯等の火山現象や湿原等の興味地点を採勝するための歩道，園地等の整備を行う。</p> <p>また，自然解説機能の充実を図るために，東北大学高山植物実験所付帯の植物園を中心とした園路等を整備する。</p>	15.0	<p>一般計画 昭 26.12.28 決定 (国立公園法に基づく)</p> <p>昭 32.10.1 指定 (自然公園法に基づく)</p>
第2整備計画区	<p>本計画区は，本地区の導入部に当たり利用者が最も集中する場所である。</p> <p>北部には，湯治場としての雰囲気を損なわないように十分配慮しつつ，休憩利用にも対応できる宿舎，浴場，食堂・売店等の施設を集中的に整備する。</p> <p>南部には，登山，自然採勝等の基地として積極的な自然とのふれあいを図るため，博物展示施設の他，駐車場，休憩施設，案内施設等の公共施設を中心に整備する。</p>	6.7	<p>詳細計画 昭 29.10.1 決定 昭 62.3.30 変更</p> <p>区域 昭 29.10.1 決定 昭 62.3.30 変更</p>
第3整備計画区	<p>極力自然林を残存させるとともに修景緑化を図りつつ，オートキャンプも可能な野営場として整備する。</p> <p>また，城ヶ倉溪谷の入口に当たるため，歩道利用者の休憩のための整備を行う。</p> <p>また，第1整備計画区内の宿舎に関連した補完的な施設等を整備する。</p>	8.5	
第4整備計画区	<p>本地区南部に位置し，ブナやアオモリトドマツ等が生育する緩傾斜地にある。一般旅行者，登山及びスキー利用者等を対象とした宿舎を整備する。</p> <p>整備に当たっては，施設を点在させ高さを抑制する等により，極力自然林を残存させ，また車道からの風致の維持にも配慮する。</p>	8.5	
道路（歩道）	各整備計画区を有機的に連絡する自然採勝及び散策のための歩道を整備する。		
給水施設	安定的な給水を確保するための施設を整備する。		
面積計	国	37.9	
	公	0.6	
	私	0.2	
		38.7	

地割線

④~⑬	図上確定界
⑬~⑭	実測線界
⑭~⑮	道路敷界
⑮~⑯	図上確定界
⑯~⑰	道路敷界(歩道)
⑰~⑱	土地所有別界(環境省)
⑱~⑳	道路敷界

区域線

①~②	道路敷界
②~③	図上確定界
③~④	土地所有別界(国・私)
④~⑤	土地所有別界(環境省)
⑤~⑥	実測線界
⑥~⑦	道路敷界(歩道)
⑦~⑧	図上確定界
⑧~⑨	林班界
⑨~⑩	道路敷界
⑩~⑪	土地所有別界(環境省)
⑪~⑫	小班界
⑫~⑬	土地所有別界(環境省)



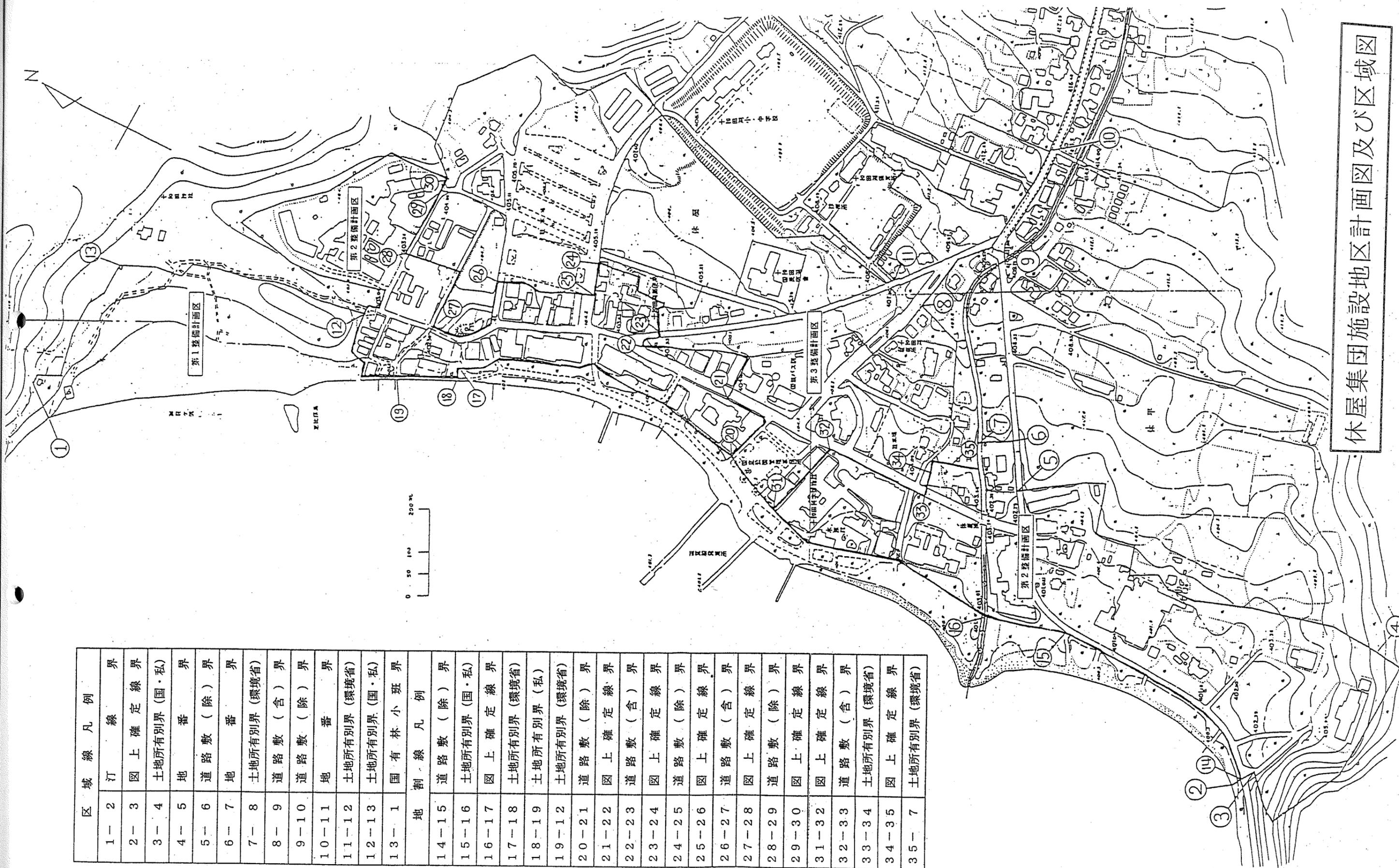
酸ヶ湯集團施設地区計画図及び区域図

(表 18 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	休 屋	<p>青森県上北郡十和田湖町内 国有林 三八上北森林管 理署 66 林班の一部</p> <p>青森県上北郡十和田湖町 大字奥瀬の一部</p> <p>秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管 理署鹿角事務所 81 林班の一部</p> <p>秋田県鹿角郡小坂町 十和田湖の一部</p>	<p>青森，秋田両県にまたがる十和田湖畔南部の中山 半島の基部に位置する平坦な扇状地で，周囲はブナ を主とする落葉広葉樹の自然林となっている。 旅館，売店等が集中し，駐車場，園地等が整備さ れ，バス，遊覧船等の発着地点にもなっている。 今後も，十和田湖畔最大の利用拠点として宿舎， 園地，博物展示施設，駐車場，運輸施設等を中心に 計画することとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (h a)	旧計画との関係
第1整備計画区	十和田湖畔の広葉樹林帯に沿った地区で、散策や自然探勝のための歩道等を整備する。湖岸の整備に当たっては、修景緑化に努める等、自然環境及び景観の保全に十分配慮するものとする。 遊覧船及びボートの利用施設は、共同化、協業化を推進し、必要最小限のものにとどめる。	8.5	一般計画 昭 26.12.28 決定 (国立公園法に基づく) 昭 32.10.1 決定 (自然公園法に基づく)
第2整備計画区	宿舎、休憩所等、主に既存施設の拡充を図る。建築物の整備に当たっては、外部の形状、高さ壁面線等を極力統一し、建築物の周囲は、修景緑化等に努め、風致の維持に留意する。 本計画区の南側には、本地区の中北部の過剰利用を分散し、本地区の南部の利用を促進するために、駐車場、園地等を整備する。	16.4	詳細計画 昭 40.10.23 決定 昭 56. 9. 5 変更 昭 62. 3.30 変更 区域 昭 40.10.23 決定 昭 56. 9. 5 変更 昭 62. 3.30 変更
第3整備計画区	当計画区の南部は本地区の中心地であり、バスターミナル等の運輸関係施設の他、自然とのふれあいの充実を図るため博物展示施設を整備するとともに、案内所、園地、各種公共機関の事務所等を整備する。 北部は御前ヶ浜、十和田神社等の興味地点の入口に当たるため駐車場を整備するとともに、駐車場の周辺には、多目的な利用に対応できるよう、休憩施設、芝生広場等の整備を図る。 神社参道沿いの杉並木は保存し、周囲を含め緑地として整備する。 宿舎については第1整備計画区と同様の整備方針とする。 なお、本計画区に存する住宅等当該整備方針になじまない施設は、老朽化に伴う新築に際して、移転させるものとする。	17.5	
道路(車道)	各整備計画区を連絡する車道を整備する。整備に当たっては、歩行者の安全性、快適性の確保に留意するとともに、自然環境及び景観の保全に十分配慮するものとする。		
給水施設	簡易水道の拡充等、給水施設の整備を図る。		
排水施設	十和田湖の水質を保全するため下水道への接続を進める。雨水排水施設についても、風致に十分配慮しつつ整備の促進を図る。		
面積計	国	29.9	
	公	0.0	
	私	12.5	
		42.4	

区域線凡例	
1-2	汀線界
2-3	図上確定線界
3-4	土地所有別界(国・私)
4-5	地番界
5-6	道路敷(除)界
6-7	地番界
7-8	土地所有別界(環境省)
8-9	道路敷(含)界
9-10	道路敷(除)界
10-11	地番界
11-12	土地所有別界(環境省)
12-13	土地所有別界(国・私)
13-1	国有林小班界
地割線凡例	
14-15	道路敷(除)界
15-16	土地所有別界(国・私)
16-17	図上確定線界
17-18	土地所有別界(環境省)
18-19	土地所有別界(私)
19-12	土地所有別界(環境省)
20-21	道路敷(除)界
21-22	図上確定線界
22-23	道路敷(含)界
23-24	図上確定線界
24-25	道路敷(除)界
25-26	図上確定線界
26-27	道路敷(含)界
27-28	図上確定線界
28-29	道路敷(除)界
29-30	図上確定線界
31-32	図上確定線界
32-33	道路敷(含)界
33-34	土地所有別界(環境省)
34-35	図上確定線界
35-7	土地所有別界(環境省)



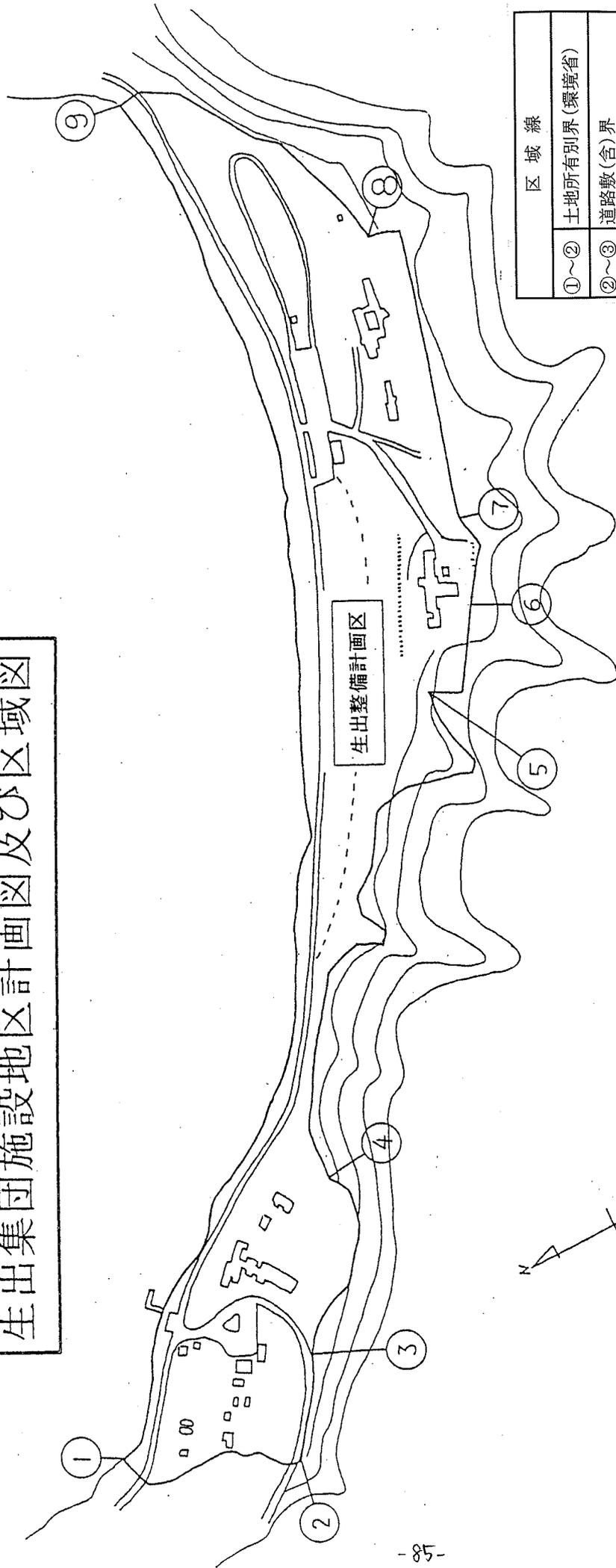
休屋集團施設地区計画図及び区域図

(表 18 : 集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
3	生 出	秋田県鹿角郡小坂町内 国有林 米代東部森林管 理署鹿角事務所 82 林班の一部 秋田県鹿角郡小坂町 十和田湖の一部	本地区は十和田湖の南西岸に位置する湖岸に沿った細長い平坦地で、ブナ、トチノキ等の自然林で覆われ、南八甲田連山等の展望に優れている。また、青森鹿角線道路（車道）により青森市、小坂町等と結ばれている。 この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、十和田湖畔の自然探勝、保養の基地として計画するものとする。

整備計画区	整備方針			面積 (h a)	旧計画との関係	
生田整備計画区	<p>十和田湖の導入部として、また湖畔探勝のための基地として、既存宿舎、野営場、休憩所等の整備を図るとともに、これらと一体となった園地を整備する。</p> <p>野営場は、高木疎林の保全を図る等自然環境の保全に配慮しつつ、オートキャンプも可能な野営場として整備する。</p> <p>また、自然とのふれあいの充実を図るため、博物展示施設及びこれと一体となった歩道等を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、湖畔からの風致維持に極力配慮するとともに、修景緑化に努める。</p> <p>また、下水道を整備し、湖の水質保全に努める。</p>			18.7	<p>一般計画 昭 27.10.13 決定 (国立公園法に基づく)</p> <p>昭 32.10.1 決定 (自然公園法に基づく)</p> <p>詳細計画 昭 40.12.10 決定 昭 55. 6.10 変更</p> <p>区域 昭 40.12.10 変更 昭 55. 6.10 変更</p>	
面積計				国	公	私
				18.7	0.0	0.0
				18.7		

生出集団施設地区計画図及び区域図



区域線	
①～②	土地所有別界(環境省)
②～③	道路敷(含)界
③～④	実測線界
④～⑤	土地所有別界(環境省)
⑤～⑥	国有林貸付地界
⑥～⑦	土地所有別界(環境省)
⑦～⑧	実測線界
⑧～⑨	土地所有別界(環境省)
⑨～①	汀線界

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19 : 単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	青森県青森市（萱野 ^{かやの} ）
3	駐車場	青森県青森市（萱野）
4	園地	青森県青森市（深沢 ^{ふかざわ} ）
8	園地	青森県青森市（田代平 ^{たしろたい} ）
9	野営場	青森県青森市（田代平）
10	園地	青森県青森市（田茂菴岳 ^{たもやちだけ} ）
11	園地	青森県青森市（寒水沢 ^{かんすいざわ} ）
12	宿舎	青森県青森市（寒水沢）
13	スキー場	青森県青森市（寒水沢）
14	避難小屋	青森県青森市（大岳鞍部）
15	避難小屋	青森県青森市（毛無岱 ^{けなしたい} ）
16	宿舎	青森県青森市（城ヶ倉）
17	園地	青森県南津軽郡平賀町及び秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢峠）
18	避難小屋	青森県上北郡十和田湖町（仙人岱 ^{せんになたい} ）
19	園地	青森県上北郡十和田湖町（睡蓮沼）
20	園地	青森県上北郡十和田湖町（猿倉温泉）
21	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（猿倉温泉）
22	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（谷地温泉）
23	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（蔦温泉）
24	園地	青森県上北郡十和田湖町（焼山）
25	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（焼山）
26	休憩所	青森県上北郡十和田湖町（焼山）
27	駐車場	青森県上北郡十和田湖町（焼山）
28	園地	青森県上北郡十和田湖町（松見の滝）
30	園地	青森県上北郡十和田湖町（石ヶ戸 ^{いしけど} ）

整 備 方 針	旧計画との関係
休憩・ピクニックの利用に供する。	昭 55. 3.14 告示
萱野高原探勝のための施設とする。	昭 55. 3.14 告示
休憩，展望等のための園地を整備する。	昭 55. 3.14 告示
田代平探勝及び八甲田登山の基地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
山頂付近の自然探勝のための園地を整備する。	昭 55. 3.14 告示
休憩，展望等のための園地を整備する。	昭 55. 3.14 告示
登山，スキー，温泉保養等のための宿舎を整備する。	昭 55. 3.14 告示
ロープウェイ下部にリフトコースの整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
常時使用できるように保守管理を行う。	昭 55. 3.14 告示
積雪期利用を十分配慮して整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
付帯施設として運動広場を整備する。	昭 55. 3.14 告示
ピクニック，休憩展望園地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
老朽化した施設の改良にとどめる。	昭 55. 3.14 告示
路傍駐車を付帯させる。	昭 55. 3.14 告示
既存施設の改良を行う。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
湯治場としての機能を維持する。	昭 55. 3.14 告示
葛六沼・十和田湖探勝のための施設とする。	昭 55. 3.14 告示
奥入瀬バイパスの利用を配慮した整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
展望園地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
休憩所・便所を設置する。	昭 55. 3.14 告示

(表 19 : 単独施設表)

番号	種類	位置
3 1	園地	青森県上北郡十和田湖町（子の口）
3 2	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（子の口）
3 4	園地	青森県上北郡十和田湖町及び秋田県鹿角郡小坂町（御鼻部山）
3 5	園地	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
3 6	宿舎	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
3 7	休憩所	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
3 8	野営場	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
3 9	周遊場	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
4 0	駐車場	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
4 1	給水施設	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
4 2	園地	青森県上北郡十和田湖町（・湖台）
4 3	排水施設	青森県上北郡十和田湖町及び秋田県鹿角郡小坂町（十和田湖畔）
4 4	園地	秋田県鹿角市（甲岳台）
4 5	園地	秋田県鹿角市及び鹿角郡小坂町（発荷峠）
4 6	駐車場	秋田県鹿角市及び鹿角郡小坂町（発荷峠）
4 7	宿舎	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）
4 8	園地	秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢）
4 9	野営場	秋田県鹿角郡小坂町（滝の沢）
5 0	園地	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）
5 1	宿舎	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）
5 2	園地	秋田県鹿角市及び鹿角郡小坂町（鉛山峠）
5 3	園地	青森県青森市（田代平湿原）
5 5	園地	青森県青森市（グダリ沼）
5 6	園地	青森県上北郡十和田湖町（蔦温泉）

整 備 方 針	旧計画との関係
既存施設の改良を行う。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
展望園地として整備する。	昭 62. 3.30 告示
十和田湖探勝の基地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
展望園地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
十和田湖畔各集落を対象とする下水道事業をすすめる。	昭 55. 3.14 告示
休憩，展望園地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
休憩，展望園地として整備し紫明亭地区も含める。	昭 62. 3.30 告示
休憩，展望園地及び甲岳台地区利用の拠点として整備する。	昭 62. 3.30 告示
既存施設を改良する。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
秋田県側の利用基地として整備する。	昭 55. 3.14 告示
〃	昭 55. 3.14 告示
休憩，展望園地として整備する。	昭 62. 3.30 告示
湿原の保護に留意し周回木歩道を整備する。	昭 62. 3.30 告示
駒込川源流部付近のグダリ沼周辺の自然環境を生かした自然探勝の場として整備する。	平 8. 7.31 告示
葛六沼及び野鳥の森一帯の自然林の景観を生かした自然探勝の場として整備する。	平 8. 7.31 告示

(表 19 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
5 7	博物展示施設	青森県上北郡十和田湖町（蔦温泉）
5 8	園 地	青森県上北郡十和田湖町（蔦川）
5 9	博物展示施設	青森県上北郡十和田湖町（焼山）
6 0	園 地	青森県上北郡十和田湖町（中山半島）
6 1	園 地	秋田県鹿角郡小坂町（ムジシ）
6 2	園 地	秋田県鹿角郡小坂町（銀山）
6 3	園 地	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）
6 4	給水施設	青森県青森市（萱野）

整備方針	旧計画との関係
<p>鳶六沼及び野鳥の森一帯の自然探勝の基地として、当該地域の自然環境、人文等に関する情報提供を通じて自然とのふれあいの充実を図るための施設を整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>鳶川畔の休憩、散策のための場として整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>奥入瀬溪流周辺の自然探勝の基地として、自然環境、人文等を解説展示する施設を整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>自然林の景観や良好な湖の眺望を生かした自然探勝の場を自然環境を十分配慮して整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>原生的な湖畔林を生かした自然探勝、体験の場を自然環境に十分配慮しながら整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>十和田湖畔の自然探勝の場として整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>十和田湖の展望、湖畔林を生かした自然探勝の場として整備する。</p>	<p>平 8.7.31 告示</p>
<p>萱野高原探勝の基地として整備する。</p>	<p>新 規</p>

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	青森鹿角線	起点—青森県青森市 (萱野・国立公園境界) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (猿倉温泉) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (谷地温泉) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (神田) 終点—秋田県鹿角市 (中滝・国立公園境界)	酸ヶ湯, 猿倉温泉, 谷地温泉, 葛温泉, 焼山, 奥入瀬, 子の口, 宇樽部, 休屋, 生出, 発荷峠
2	田代平線	起点—青森県青森市 (火箱沢 ^{ひばこざわ} ・車道分岐点) 終点—青森県青森市 (銅像茶屋・国立公園境界) 終点—青森県青森市 (田代平東・国立公園境界)	田代平
3	七戸谷地線 ^{しちのへやち}	起点—青森県青森市 (石倉山南方・国立公園境界) 終点—青森県青森市 (田代平・国立公園境界) 起点—青森県青森市 (田代平・国立公園境界) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (谷地口・車道合流点)	
4	黒石城ヶ倉線	起点—青森県青森市 (大川原・国立公園境界) 終点—青森県青森市 (城ヶ倉・車道合流点)	城ヶ倉溪谷
5	黒石子の口線	起点—青森県南津軽郡平賀町 (温川 ^{ぬるかわ} ・国立公園境界) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (子の口・車道合流点)	滝の沢峠, 御鼻部山
6	焼山青ぶな山子の口線 ^{やけやまあおぶなのくのくち}	起点—青森県上北郡十和田湖町 (焼山・車道分岐点) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (青ぶな山 ^{あおぶな} ・車道合流点) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (子の口・車道合流点)	
7	五戸・宇樽部線	起点—青森県上北郡十和田湖町 ^{とろり} (十和利山西麓・国立公園境界) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (宇樽部・車道合流点)	
8	生出・滝の沢線	起点—青森県南津軽郡平賀町 (滝の沢・車道分岐点) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (生出・車道分岐点)	大川岱
9	鉛山峠・甲岳台線	起点—秋田県鹿角市 (鉛山峠・国立公園境界) 終点—秋田県鹿角市 (甲岳台)	発荷峠

整備方針	旧計画との関係
青森と秋田方面から酸ヶ湯，蔦温泉，奥入瀬溪流，十和田湖，休屋等の利用拠点を結ぶ車道として整備する。	平 8. 7.31 告示
現道の改良を行う。	昭 55. 3.14 告示
現道の改良を行う。	昭 55. 3.14 告示
城ヶ倉溪谷探勝及び酸ヶ湯集団施設地区への到達路としての整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
弘前方面より十和田湖への到達路としての整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
奥入瀬溪流の保護及び国道 102 号線の混雑緩和のため整備する。	昭 55. 3.14 告示の変更
青森県南部より十和田湖へ直接入るルートとしての整備を行う。	昭 55. 3.14 告示
十和田湖一周，秋田県側利用地点を結ぶ主要道路として整備する。	昭 55. 3.14 告示
甲岳台～鉛山峠間については既存の道路を改良する。	昭 55. 3.14 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 2 1 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	萱野高原線	起点—青森県青森市(萱野) 終点—青森県青森市(火箱沢)	火箱沢
2	八甲田登山線	起点—青森県青森市(酸ヶ湯集団施設地区) 終点—青森県青森市(田茂菴岳)	八甲田大岳, 井戸岳, 赤倉岳
3	毛無岱線	起点—青森県青森市(酸ヶ湯集団施設地区) 終点—青森県青森市(大岳鞍部・歩道合流点) 終点—青森県青森市(田茂菴岳・歩道合流点) 終点—青森県青森市(城ヶ倉温泉)	毛無岱
4	城ヶ倉線	起点—青森県青森市(酸ヶ湯集団施設地区) 終点—青森県青森市(城ヶ倉温泉)	城ヶ倉溪谷
5	田代平・高田大岳線	起点—青森県青森市(田代平) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (小岳鞍部・歩道合流点) 終点—青森県青森市(高田大岳・歩道合流点)	雛岳
6	谷地・八甲田大岳線	起点—青森県上北郡十和田湖町(谷地温泉) 終点—青森県上北郡十和田湖町(仙人岳・歩道合流点)	高田大岳, 小岳
7	駒ヶ峰線	起点—青森県上北郡十和田湖町 (猿倉温泉・歩道分岐点) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (駒ヶ峰南方・歩道合流点)	駒ヶ峰
8	南八甲田縦走線	起点—青森県上北郡十和田湖町(猿倉温泉) 終点—青森県南津軽郡平賀町(櫛ヶ峰) 終点—青森県南津軽郡平賀町(御鼻部山)	黄瀬菴, 大谷地
1 1	松見の滝線	起点—青森県上北郡十和田湖町(黄瀬・歩道分岐点) 終点—青森県上北郡十和田湖町(松見の滝)	松見の滝
1 2	十和田湖外輪山線	起点—青森県上北郡十和田湖町(宇樽部) 終点—青森県南津軽郡平賀町及び秋田県鹿角郡小坂町 (滝の沢峠)	十和田山, 赤岩, 甲岳台, 発荷峠, 白雲亭 元山峠
1 3	十和田湖周遊線	起点—青森県上北郡十和田湖町(休屋集団施設地区) 終点—秋田県鹿角郡小坂町(滝の沢・歩道合流点)	生出, 大川岱
1 4	鉛山線	起点—秋田県鹿角郡小坂町(鉛山) 終点—秋田県鹿角郡小坂町(白雲亭・歩道合流点)	鉛山

整備方針	旧計画との関係
萱野高原中央部を南北に縦断する高原探勝のための歩道として整備する。	昭 55. 3.14 告示
酸ヶ湯集団施設地区を起点として八甲田山，赤倉岳，田茂菴岳への縦走路として整備する。	昭 55. 3.14 告示
毛無岱の探勝歩道及び大岳，赤倉岳，田茂菴岳への登山道として整備する。	平 8. 7.31 告示
酸ヶ湯集団施設地区を起点として城ヶ倉溪谷の探勝歩道として整備する。	昭 55. 3.14 告示
田代平より雑岳，小岳及び高田大岳への登山ルートとして整備する。	昭 62. 3.30 告示
谷地温泉から八甲田山大岳への登山道として整備する。	昭 55. 3.14 告示
猿倉温泉から駒ヶ峰登山及び南八甲田縦走線へつながるルートとして整備する。	昭 55. 3.14 告示
南八甲田連峰登山の主要ルートとして整備する。	昭 62. 3.30 告示
黄瀬川溪流，松見の滝探勝ルートとして整備する。	昭 55. 3.14 告示
十和田外輪山探勝と十和田湖展望のためのルートとして整備する。	昭 55. 3.14 告示
十和田湖畔の探勝ルートとして整備する。	平 8. 7.31 告示
十和田外輪山への連絡ルートとして整備する。	昭 55. 3.14 告示

(表 2 1 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1 5	大川岱・白地山線 <small>しろじやま</small>	起点—秋田県鹿角郡小坂町 (大川岱) 終点—秋田県鹿角郡小坂町及び青森県南津軽郡平賀町 (白地山東稜線・歩道合流点) 起点—秋田県鹿角郡小坂町及び青森県南津軽郡平賀町 (白地山東三角点・歩道分岐点) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (白地山)	白地山湿原
1 6	八甲田温泉赤倉岳線	起点—青森県青森市 (八甲田温泉) 終点—青森県青森市 (赤倉岳・歩道合流点)	
1 7	乗鞍岳線	起点—青森県上北郡十和田湖町 (乗鞍岳北・歩道分岐点) 終点—青森県上北郡十和田湖町 (黄瀬沼北・歩道合流点)	乗鞍岳, 黄瀬沼
1 8	無沢線	起点—青森県青森市 (横内) 終点—青森県青森市 (横内)	
1 9	田代平線	起点—青森県青森市 (深沢) 終点—青森県青森市 (グダリ沼)	田代湿原, 田代平
2 0	元山峠線	起点—秋田県鹿角郡小坂町 (銀山) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (元山峠・歩道合流点)	
2 1	ミソナゲ峠線	起点—秋田県鹿角郡小坂町 (大川岱) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (ミソナゲ峠・歩道合流点)	
2 8	東北自然歩道線	起点—青森県上北郡十和田湖町 (焼山・国立公園境界) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (滝の沢・歩道合流点)	石ヶ戸, 銚子大滝, 子の口, 大疊石 ムジシ

整備方針	旧計画との関係
大川岱より白地山への登山ルートとして整備する。	昭 55. 3.14 告示
八甲田温泉より赤倉岳への登山ルートとして整備する。	昭 62. 3.30 告示
乗鞍岳及び黄瀬沼への探勝歩道として整備する。	昭 62. 3.30 告示
八甲田山の北西麓に広がるブナ林内の探勝のための歩道として整備する。	平 8. 7.31 告示
田代湿原，田代平，グダリ沼との連絡を図り，一体的な利用が可能となるよう歩道を整備する。	平 8. 7.31 告示
十和田湖外輪山の自然探勝のための歩道として整備する。	平 8. 7.31 告示
白地山の周回歩道として整備する。	平 8. 7.31 告示
東北自然歩道として整備する。	平 2. 8.18 告示

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 2 2 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間
1	たもやちだけ 田茂菴岳線	索道運送施設	起点－青森県青森市（寒水沢） 終点－青森県青森市（田茂菴岳）
2		自動車運送施設	青森県上北郡十和田湖町（子の口）
3		係留施設	青森県上北郡十和田湖町（子の口）
4		係留施設	青森県上北郡十和田湖町（宇樽部）
5	十和田湖線	船舶運送施設	起点－青森県上北郡十和田湖町（休屋集団施設地区） 終点－青森県上北郡十和田湖町（休屋集団施設地区） 終点－青森県上北郡十和田湖町（宇樽部） 終点－青森県上北郡十和田湖町（子の口） 終点－秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）
8		係留施設	秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）
9		係留施設	秋田県鹿角郡小坂町（鉛山）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	田茂菴岳へ到達するための索道として整備する。	昭 55. 3.14 告示
	子の口地区のバスターミナルとして整備する。	昭 55. 3.14 告示
	子の口地区の公共棧橋として整備する。	昭 55. 3.14 告示
	宇樽部地区の公共棧橋として整備する。	昭 55. 3.14 告示
生出	休屋集団施設地区を起点とし、各区間の連絡及び湖上探勝ルートとする。	昭 55. 3.14 告示の変更
	大川岱地区の公共棧橋として整備する。	昭 55. 3.14 告示
	鉛山地区の公共棧橋として整備する。	昭 62. 3.30 告示